

特定保険医療材料の別表番号一覧

別表番号	定 義	詳 細
	診療報酬の算定方法別表第一医科診療報酬点数表（以下「医科点数表」という。）の第2章第2部に規定する特定保険医療材料	第2章 特掲診療料 第2部 在宅医療
	医科点数表の第2章第3部、第4部、第6部、第9部、第10部及び第11部に規定する特定保険医療材料（フィルムを除く。）	第2章 特掲診療料 第3部 検査 第4部 画像診断 第6部 注射 第9部 処置 第10部 手術 第11部 麻酔
	医科点数表の第2章第4部及び別表第二歯科診療報酬点数表（以下「歯科点数表」という。）の第2章第4部に規定するフィルム	第2章 特掲診療料 第4部 画像診断
	歯科点数表の第2章第6部に規定する特定保険医療材料	第2章 特掲診療料 第6部 注射
	歯科点数表の第2章第8部及び第9部に規定する特定保険医療材料	第2章 特掲診療料 第8部 処置 第9部 手術
	歯科点数表の第2章第12部に規定する特定保険医療材料	第2章 特掲診療料 第12部 歯冠修復及び欠損補綴
	歯科点数表の第2章第13部に規定する特定保険医療材料	第2章 特掲診療料 第13部 歯科矯正
	別表第三調剤報酬点数表に規定する特定保険医療材料	
	経過措置	

別表番号についてはローマ数字にて告示されていますが、特定器材マスター上では算用数字で記載しています。

特定器材マスターの基本漢字名称について

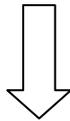
「基本漢字名称」とは、官報告示における特定保険医療材料の名称のことである。

なお、官報の記載で機能区分ごとに細分類された枝番が付されているものについて、別表番号、枝番の名称を中点（・）で結合することとする。（下記参照）

例）別表

医科点数表の第 2 章第 3 部、第 4 部、第 6 部、第 9 部、第 10 部及び第 11 部に規定する特定保険医療材料（フィルムを除く。）

010	血管造影用マイクロカテーテル
(1)	オーバーザワイヤー
	選択的アプローチ型
ア	ブレードあり
イ	ブレードなし
	造影能強化型
	デタッチャブルコイル用
(2)	フローダイレクト



機能区分番号 - 枝番	基本漢字名称
010 - - - ア	血管造影用マイクロカテーテル・オーバーザワイヤー・ 選択的アプローチ型・ブレードあり
010 - - - イ	血管造影用マイクロカテーテル・オーバーザワイヤー・ 選択的アプローチ型・ブレードなし
010 - -	血管造影用マイクロカテーテル・オーバーザワイヤー・ 造影能強化型
010 - -	血管造影用マイクロカテーテル・オーバーザワイヤー・ デタッチャブルコイル用
010 -	血管造影用マイクロカテーテル・フローダイレクト